

# 第38期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2020年6月29日（月曜日） 午後1時

## 開催場所

名古屋市中区錦3丁目-23-3  
名古屋国際ホテル 2階 老松の間

会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

VTホールディングス株式会社

証券コード7593

昨年まで株主総会終了後に粗品をご用意しておりましたが、諸般の事情により、本総会より廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 目次

招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	5
連結計算書類	25
計算書類	48
監査報告書	58
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役6名選任の件	64
第2号議案 監査役3名選任の件	67
第3号議案 退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	69

証券コード 7593  
2020年6月12日

株主各位

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号  
**V Tホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 高橋 一穂

## 第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況を鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月26日（金曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日）午後1時

2. 場 所 名古屋市中区錦3丁目-23-3  
名古屋国際ホテル 2階 老松の間

※会場が前回と異なりますので、お間違えないようご注意ください。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

昨年まで株主総会終了後に粗品をご用意しておりましたが、諸般の事情により、本総会より廃止させていただきますこととなりました。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 取締役6名選任の件  
**第2号議案** 監査役3名選任の件  
**第3号議案** 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

#### (1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

#### (2)インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には4ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2020年6月26日（金曜日）午後6時までに行使してください。

以上

#### 〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.vt-holdings.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入り口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.vt-holdings.co.jp/>）に掲載させていただきます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月29日（月曜日）  
午後1時




### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月26日（金曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月26日（金曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

×××年 ×月×日

スマートフォンのみ  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案・第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

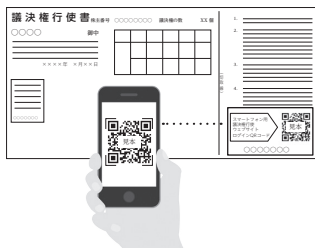
複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

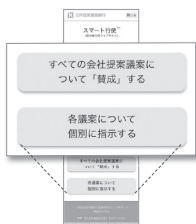
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

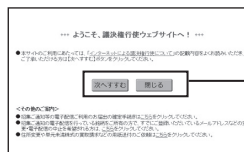
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

国内の新車販売市場は、第2四半期までは登録車、届出車ともに堅調に推移しておりましたが、第3四半期の消費税増税後は一転して反動減と思われる大幅な落ち込みが続き、更に、回復が期待された第4四半期には新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により海外ではロックダウン等の措置が実施され、国内においても自動車メーカーの生産遅延による納車の遅れや、消費マインドの一層の落ち込み等を招いた結果、当連結会計年度における国内の新車販売台数は前期比4.2%のマイナスと厳しい結果となりました。

当社グループの中核事業であります自動車販売関連事業の当連結会計年度における状況は、ホンダ車は新型車の生産遅延による影響を受け、また、日産車では新型軽自動車が堅調に推移したものの登録車の販売が伸び悩むなど、国内販売は厳しい状況となりました。海外では主に欧州の子会社が昨年度後半からWLT P（国際調和排出ガス・燃費試験法：EU域内で販売される車両の新しい認証方法による排ガス規制）による影響を受けたことに加え、英国ではEU離脱を控え中古車の買い控え傾向が見られるなど厳しい状況が続く中、更に第4四半期ではロックダウン等の措置に基づく店舗閉鎖等、急速な事業活動の縮小を余儀なくされました。その結果、新車、中古車を合わせた当社グループの自動車販売台数は96,371台と前期に比べ5,220台(5.1%)減少いたしました。

また、収益性の低下した一部の子会社が保有する店舗設備やのれん等について回収可能価額などを勘案し、総額1,751百万円の減損損失を計上いたしました。

一方、住宅関連事業では、分譲物件の受注、引き渡し共に好調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、連結売上収益は2,074億68百万円（前期比5.2%減）、営業利益は52億77百万円（前期比23.9%減）、税引前利益は46億11百万円（前期比30.5%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は20億79百万円（前期比44.8%減）となりました。

## (2) セグメントの業績概況

### [自動車販売関連事業]

新車部門では、国内におけるホンダ車の販売台数は6,203台（前期比8.2%減）、基盤顧客の創出に注力いたしました日産車の販売台数は18,115台（前期比3.0%増）となり、海外を含む当社グループ全体の新車販売台数は44,651台（前期比0.5%減）と台数ベースで前年を若干下回り、軽自動車の比率が増加したことや、将来の管理顧客数を増やす目的もあり、販売台数増加を第一優先とした販売に傾注したため新車の台当たり利益の減少を招いたことから、減収減益となりました。

中古車部門では、海外への輸出台数は5,598台（前期比20.4%減）となり、また、国内外の中古車販売台数も減少したことから、当社グループ全体の中古車販売台数は51,720台（前期比8.8%減）と台数ベースで前年を下回り、減収減益となりました。

サービス部門では、既存会社、新規連結子会社ともに点検・車検、修理、手数料収入等の受注拡大に注力しましたが、減収減益となりました。

レンタカー部門では、前連結会計年度に新規出店した店舗と既存店の稼動が堅調に推移しましたが、最需要期の3月に外出自粛の影響もあり、増収ながらも若干の減益となりました。

以上の結果、自動車販売関連事業の売上収益は1,965億49百万円（前期比6.1%減）、営業利益は36億46百万円（前期比27.5%減）と減収減益となりました。

### [住宅関連事業]

分譲マンション事業では、住宅ローン金利の低下や住宅取得税制の維持により、需要は堅調に推移しておりますが、人手不足や建築資材の高騰による建築費の上昇、プロジェクト用地価格の高騰等の影響を受け、販売価格が高騰するなど難しい局面が続いております。

そのような環境の下、分譲地域を拡げ新しい顧客層を開拓することにより受注・引き渡し共に好調に推移しており、当連結会計年度は新たに4棟133戸の新築マンションを分譲し、完成在庫をあわせ164戸（前期は243戸）を成約し、220戸（前期は199戸）を引渡しております。

戸建分譲住宅事業では、地域的な好不調は若干有るものの、全社的には好調に推移しました。また、同事業では自動車ディーラーはじめ商業施設の入札案件に積極的に参加するなど受注増加に取り組んでまいりました。

以上の結果、住宅関連事業の売上収益は107億29百万円（前期比14.8%増）、営業利益は10億88百万円（前期比13.9%増）と増収増益となりました。



### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資額は129億24百万円であります。

これは主に、自動車販売関連事業における代車等の取得（23億56百万円）、レンタカー車両の取得（30億8百万円）、新規出店用土地の取得及び店舗の新築、改修等（58億68百万円）、(株)モトーレン三河の事業譲受による資産の取得（11億60百万円）によるものであります。

### (4) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金及び設備投資資金として、主に金融機関からの借入によっております。

### (5) 重要な組織再編等の状況

#### ① 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年8月6日に光洋自動車(株)の株式を取得し、完全子会社化いたしました。

当社は、2019年8月27日に自動車販売関連事業において新たな輸入車ディーラーを営むため、(株)モトーレン三河を設立いたしました。

#### ② 他の会社の事業の譲受けの状況

当社子会社の(株)モトーレン三河は2019年10月1日を効力発生日として、(株)アイモトーレンの事業を譲受け、愛知県三河エリアでBMWの正規自動車ディーラーを開始いたしました。



## (6) 対処すべき課題

当社グループは、M&Aにより事業規模を拡大することを主要な経営戦略としており、そのための経営基盤整備策として、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

### ① 基盤収益の強化

自動車販売関連事業につきましては、国内の新車販売が長期的に減少傾向であることから、当社グループの自動車ディーラー各社は、基盤収益である中古車部門、サービス部門の収益性を高めることで、新車販売動向に業績が左右されにくい企業体質の実現を目指しております。

また、中古車輸出における販売地域の拡大と商品付加価値の向上、直営・フランチャイズ両面によるレンタカー店舗網の全国展開により、グループとしての基盤収益のさらなる向上を目指しております。

### ② 財務体質の強化

長期安定的に事業規模を拡大するためには、財務体質の強化が重要であるとの認識により、これまでも、2007年3月の第三者割当増資、2009年8月の新株予約権付社債の発行、2012年11月の新株予約権の発行等、自己資本の充実を図り、M&A資金の確保と自己資本比率の改善に取り組んでまいりました。

また、当社グループは事業収益によるキャッシュの増大をテーマとし、既存事業の営業キャッシュ・フローの向上に注力しつつ、負債の削減にも取り組む等、バランスのとれたキャッシュ・フロー戦略を推進し、資本市場での資金調達も含め、財務体質の強化に努めてまいります。

### ③ コーポレートガバナンスの強化

当社は、上記施策を適切に推進し、長期的な企業価値の向上につなげるため、独立役員、社外取締役の選任等により、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

引き続き、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性、経営の意思決定と業務執行の透明性・公正性を確保すべく、コーポレートガバナンスの充実、及び法令順守の徹底に努めてまいります。

## (7) 財産及び損益の状況の推移

日本基準

項目	期別	第 35 期 (2017年3月期)	第 36 期 (2018年3月期)	第 37 期 (2019年3月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(百万円)		169,560	202,133	218,634	—
経常利益(百万円)		7,937	7,173	6,385	—
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		4,421	3,765	2,674	—
1株当たり当期純利益(円)		37.58	32.00	22.79	—
総資産(百万円)		121,493	136,223	133,680	—
純資産(百万円)		37,642	40,750	40,942	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

国際会計基準 (IFRS)

項目	期別	第 35 期 (2017年3月期)	第 36 期 (2018年3月期)	第 37 期 (2019年3月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上収益(百万円)		—	201,621	218,848	207,468
税引前利益(百万円)		—	7,463	6,630	4,611
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)		—	4,690	3,767	2,079
基本的1株当たり当期利益(円)		—	39.87	32.10	17.72
総資産(百万円)		—	144,113	141,478	167,912
親会社の所有者に帰属する持分(百万円)		—	39,045	40,044	36,882

(注) 1. 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しております。

2. 当連結会計年度より国際会計基準(以下「IFRS」という。)を適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第36期及び第37期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

## (8) 重要な子会社の状況

## ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) ホンダカーズ東海	90 百万円	100.00 %	自動車の販売・修理
長野日産自動車(株)	38 百万円	100.00	自動車の販売・修理
静岡日産自動車(株)	80 百万円	100.00	自動車の販売・修理
三河日産自動車(株)	30 百万円	100.00	自動車の販売・修理
(株)日産サテリオ埼玉	40 百万円	100.00	自動車の販売・修理
(株)日産サテリオ奈良	90 百万円	100.00	自動車の販売・修理
CCR MOTOR CO.LTD.	28,253 千ポンド	100.00	自動車の販売・修理
GRIFFIN MILL GARAGES LIMITED	3 千ポンド	100.00	自動車の販売・修理
WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITED	1,615 千ポンド	100.00	自動車の販売・修理
MASTER AUTOMOCION, S.L.	23,947 千ユーロ	75.00	持株会社
MASTERNOU, S.A.	1,422 千ユーロ	75.00 (100.00)	自動車の販売・修理
(株)トラスト	1,349 百万円	79.00	自動車の輸出
J-netレンタリース(株)	60 百万円	99.45 (54.20)	自動車賃貸
(株)エムジーホーム	1,168 百万円	42.59	分譲マンションの企画・販売
(子会社 他31社)			

(注) 1. 上記議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

② 企業結合の成果

連結子会社は45社あり、持分法適用会社は5社あります。当連結会計年度の売上収益は2,074億68百万円（前期比5.2%減）、営業利益は52億77百万円（前期比23.9%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は20億79百万円（前期比44.8%減）となりました。

(9) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業区分	事業内容
自動車販売 関連事業	ディーラー事業は、ホンダ系ディーラー、日産系ディーラー、輸入車ディーラー、輸入車インポーター及び海外自動車ディーラーからなり、主に新車・中古車の販売及び自動車の修理を行っております。また、自動車販売に関連する事業としてレンタカー事業及び自動車の輸出事業を行っております。 以上の自動車販売関連事業は新車部門、中古車部門、サービス部門、レンタカー部門、輸出部門の各部門で構成されております。
住宅関連事業	分譲マンションの企画・販売、一戸建て住宅の販売、建築請負等を行っております。

## (10) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

## ① 当社

本	社	愛知県名古屋市
---	---	---------

## ② 主要子会社の事業所

(株) ホンダカーズ東海		愛知県名古屋市
長野日産自動車(株)		長野県長野市
静岡日産自動車(株)		静岡県静岡市
三河日産自動車(株)		愛知県安城市
(株) 日産サテリオ埼玉		埼玉県さいたま市
(株) 日産サテリオ奈良		奈良県大和郡山市
C C R M O T O R C O . L T D .		英国グロスター市
GRIFFIN MILL GARAGES LIMITED		英国カーディフ市
WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITED		英国ブリストル市
MASTER AUTOMOCION, S.L.		スペインバルセロナ市
M A S T E R N O U , S . A .		スペインバルセロナ市
(株) トラスト		愛知県名古屋市
J - n e t レンタリース(株)		愛知県名古屋市
(株) エムジーホーム		愛知県名古屋市

(11) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
自動車販売関連事業	3,467名	78名増
住宅関連事業	80名	1名減
その他	22名	2名増
合計	3,569名	79名増

(注) 上記従業員数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員680名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
22名	2名増	42.7歳	7.2年

(注) 上記従業員数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

(12) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) みずほ銀行	9,643百万円
(株) 静岡銀行	7,900
(株) りそな銀行	6,032
(株) 第四銀行	2,988
(株) 広島銀行	1,766
(株) 横浜銀行	1,655
Mizuho Bank Europe N.V.	1,555
(株) 大垣共立銀行	1,542
(株) 滋賀銀行	1,161
(株) 名古屋銀行	1,150

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

- (13) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。



## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 169,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 117,354,454株 (自己株式2,026,580株を除く。)
- (3) 株主数 12,189名
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
(有) エスアンドアイ	15,423 <sup>千株</sup>	13.14%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	8,823	7.51
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	8,484	7.22
三井住友海上火災保険(株)	7,662	6.52
ジェーピーモルガンチェースバンク 385632	4,271	3.63
損害保険ジャパン(株)	4,000	3.40
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	3,702	3.15
東京海上日動火災保険(株)	3,702	3.15
高橋 一穂	3,577	3.04
高橋 淳子	3,248	2.76

(注) 持株比率は、自己株式 (2,026千株) を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第5回新株予約権	
発行決議日		2014年6月24日 (取締役会の発行決議 2015年6月1日)	
新株予約権の数		100個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 71,800円 (1株当たり 718円)	
権利行使期間		2017年6月17日から2022年6月16日まで	
行使の条件		(注)	
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	100個
		目的となる株式数	10,000株
		保有者数	1人

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者は当社又は当社の関係会社のいずれかに在籍・在任していなければなりません。ただし、任期満了及び死亡による場合は除きます。新株予約権の相続人が存在する場合は、相続人を1人に限定し、当社の定める条件に従うときは、新株予約権を承継し、行使することができます。その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
高橋 一穂	代表取締役社長	
伊藤 誠英	専務取締役	経営戦略本部長
山内 一郎	常務取締役	管理部長
堀 直樹	取締役	(株)ヤマシナ 代表取締役社長
朝熊 康則	取締役	
山田 尚武	取締役	弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表
加藤 晴規	常勤監査役	
河合 重幸	常勤監査役	
柴田 和範	監査役	(株)柴田会計 代表取締役社長 仰星監査法人 パートナー
鹿倉 祐一	監査役	鹿倉法律事務所 代表
加藤 方久	監査役	(株)エムジーホーム 常勤監査役

(注) 1. 上記重要な兼職のほか、当社役員による他の上場会社の役員の兼任状況は、次のとおりであります。

- ・取締役伊藤誠英 (株)トラスト 取締役、(株)エムジーホーム 取締役、(株)ヤマシナ 社外取締役（監査等委員）、(株)ハウスフリーダム 社外監査役
  - ・取締役山内一郎 (株)エムジーホーム 取締役、(株)ヤマシナ 社外取締役（監査等委員）
2. 取締役朝熊康則、山田尚武の両氏は、社外取締役であります。
  3. 監査役加藤晴規、柴田和範、鹿倉祐一、加藤方久の各氏は、社外監査役であります。
  4. 監査役柴田和範氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  5. 当社は取締役朝熊康則、山田尚武、監査役加藤晴規、柴田和範、鹿倉祐一、加藤方久の各氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (2)	296 百万円 (13)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	28 (19)
合 計 (うち社外役員)	11 (6)	324 (31)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月24日開催の第32期定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、別枠で2008年6月27日開催の第26期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額90百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1997年1月20日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額54百万円(取締役6名に対し51百万円(うち社外取締役2名に対し1百万円)、監査役5名に対し2百万円(うち社外監査役4名に対し2百万円))が含まれております。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役山田尚武氏は、弁護士法人しょうぶ法律事務所の代表であります。当社と同所の間には委任契約がありますが、当社からの支払額は、同所の規模に比して少額であり、かつ同氏は当社の案件には一切関与しておらず、特別の利害を生じさせる重要性はありません。
  - 監査役柴田和範氏は、(株)柴田会計の代表取締役社長、仰星監査法人のパートナーであります。当社と同社、同監査法人の間には特別の関係はありません。
  - 監査役鹿倉祐一氏は、鹿倉法律事務所の代表であります。当社と同所の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	朝熊康則	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。主に長年にわたる取締役としての豊富な経験と実績を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	山田尚武	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	加藤晴規	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	柴田和範	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	鹿倉祐一	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役	加藤方久	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

③ 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

	員数	報酬等の額
社外役員	6名	37百万円

(注) 社外役員が当事業年度中に当社の子会社から受取った役員報酬等の総額6百万円を含んでおります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人東海会計社

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている会社があります。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(最終改定：2015年6月25日)

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 当社のコンプライアンス担当取締役を責任者として、グループ行動規範・コンプライアンス規程等のルール整備及びグループコンプライアンス委員会（以下、委員会といいます。）の設置、担当部署への人員配置等の組織整備を行うとともに、内部通報制度として違反行為を発見した場合の通報窓口（コンプライアンス相談窓口）を外部法律事務所に設け、取締役及び使用人による法令・定款の遵守を徹底します。

イ 重要なコンプライアンス上の事態が発生した場合は、各社から委員会に対して報告を行い、委員会において対策等を審議したうえで各社の取締役会へ報告します。

ウ コンプライアンス担当取締役は、委員会を通じてグループ内のコンプライアンスの実施状況を管理し、教育研修体制の構築を推進することでグループにおけるコンプライアンスの周知徹底を図ります。

#### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア 取締役の職務執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報といいます。）は、取締役管理部長を責任者として、法令及び当社社内規程等に従って適切に保存管理します。

イ 取締役管理部長は、社内の重要事項に係る職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索することが可能な体制を構築します。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 当社は、リスク管理に関する基本ルールである「リスク管理規程」を策定しており、当該規程に基づき、リスク管理全般についての情報収集・分析・評価・対応までの一連の活動を通じた体系的なリスク管理体制を確立します。また、子会社を含めたグループとしてのリスク管理を強化する為、グループ戦略会議において当社及び当社グループ内で発生が予想されるリスク及び潜在的リスクを排除・防止する為の協議を行います。

イ 内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として「内部監査規程」に基づく監査計画を策定し、内部監査を行うこととしており、内部監査を通じて損失の危険のある業務執行行為等が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告します。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 経営計画のマネジメントについては、経営理念に基づき策定される年度計画及び中期経営計画の目標達成のために各業務執行ラインで活動することとし、経営計画が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検査を行います。



- イ 業務執行のマネジメントについては、「取締役会規程」に基づき該当事項を取締役に付議し、取締役会においては経営判断の原則を踏まえ、議題に関する十分な資料を全役員に配布します。
- ウ 日常の業務執行については、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者がそれらの規程に基づき業務を遂行します。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社の適切な経営管理を行い、グループ戦略会議を通じて、子会社等における損失リスクの管理に努めます。
- イ 当社は、グループ行動規範及びグループコンプライアンス委員会を通じて、法令・定款の遵守を徹底する体制を子会社等と共有します。
- ウ グループ会社間の不適切な取引または会計処理を防止するため、当社内部監査室は子会社等の内部監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行います。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人を配置します。
- イ 監査役がその職務を補助すべき使用人は、監査役からの指示に従いその職務を行います。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事評価については、監査役会の同意を必要とします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告等に関する事項
- ア 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、以下の項目をはじめとする必要な報告及び情報提供を行うこととします。
- ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況に関する報告
  - ・当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況に関する報告
  - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更に関する報告
  - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容に関する報告
  - ・内部通報制度の運用及び通報の内容に関する報告
  - ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
- イ 前項各号に係る報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止します。

- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還します。なお、監査役は、当該費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意します。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、監査役が取締役会及び重要な会議等に出席する体制を整備するとともに、定期的に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人と意見交換する機会を設けます。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況  
ア 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、グループ行動規範において「暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による要求に屈することが、結果的に反社会的な行為を助長することを十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全力を挙げて毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない」旨を規定し、全取締役及び使用人へ周知徹底します。  
イ 反社会的勢力による不当要求がなされた場合、コンプライアンス推進室を統括部署として必要な対応体制を編成し、顧問弁護士や警察等の外部の専門機関と連携して対応を行います。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 内部統制システムに対する取り組みの状況  
当社は、内部統制システム構築の基本方針につきましては、その趣旨、内容等を当社及び当社グループ各社に説明を行い、周知いたしました。
- ② コンプライアンスに対する取り組みの状況  
当社は、当社コンプライアンス担当取締役を委員長、当社社外取締役及び当社グループ各社の経営責任者を委員とする「グループコンプライアンス委員会」を設置しております。  
当該委員会は、当事業年度において2回開催されており、当社グループ内における問題の早期発見と改善措置の展開、コンプライアンスに関する研修等、コンプライアンス推進の取り組みを実施いたしました。  
また、コンプライアンス相談窓口を外部法律事務所に設置しており、当社グループ各社が当該相談・通報制度を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めました。

③ 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理全般についての情報収集・分析・評価・対応を実施しており、四半期毎に開催されたグループ戦略会議において、適宜リスク排除・防止のための協議を行いました。

また、当社グループ各社における重点管理リスクへの対応状況のモニタリングは、当社内部監査室が各社内部監査室及び担当部署と連携してこれを実施しており、リスク管理体制の運用状況の確認を行いました。

④ 監査役監査の実効性確保の状況

監査役は、当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議には出席をし、意見を述べており、また業務執行の意思決定に係る稟議書を適宜閲覧してその内容確認を実施いたしました。

また、四半期毎に代表取締役社長、内部監査室及び会計監査人との意見交換会を開催し、さらに当該事業年度中に当社及び当社グループ各社の監査役が参加するグループ監査役連絡会を2回開催いたしました。加えて社外取締役と監査役の意見交換を毎月定期的に行い、情報共有の質的・量的拡充を図りました。

このような情報収集、情報交換を通じて、監査の実効性確保に努めました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重点課題の一つとして位置付けております。

このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して、連結配当性向40%以上を目標に実施してまいります。

内部留保資金につきましては、業容の拡大に向けた財務体質の強化及びM&A資金として活用し、株主の皆様への長期的な配当水準の維持、向上に努めてまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきます。

これにより、年間配当金は既に実施させていただきました中間配当の10円と合わせ1株当たり20円、連結配当性向は112.9%となります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施するものとしております。

# 連結財政状態計算書

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>		<b>流 動 負 債</b>	
現金及び現金同等物	9,490	社債及び借入金	32,110
営業債権及びその他の債権	16,853	営業債務及びその他の債務	40,279
その他の金融資産	90	その他の金融負債	5,763
棚卸資産	37,935	未払法人所得税等	864
その他の流動資産	4,694	契約負債	8,873
流動資産合計	69,063	その他の流動負債	2,270
<b>非 流 動 資 産</b>		流動負債合計	90,160
有形固定資産	62,286	<b>非 流 動 負 債</b>	
のれん	12,624	社債及び借入金	13,970
無形資産	700	その他の金融負債	19,375
投資不動産	6,730	引当金	497
持分法で会計処理されている投資	8,533	繰延税金負債	1,639
その他の金融資産	6,630	その他の非流動負債	1,565
繰延税金資産	1,223	非流動負債合計	37,046
その他の非流動資産	122	<b>負 債 合 計</b>	<b>127,207</b>
非流動資産合計	98,849	<b>資 本</b>	
<b>資 産 合 計</b>	<b>167,912</b>	資 本 金	4,297
		資 本 剰 余 金	2,847
		自 己 株 式	△272
		その他の資本の構成要素	△146
		利 益 剰 余 金	30,156
		親会社の所有者に帰属する持分合計	36,882
		非 支 配 持 分	3,823
		<b>資 本 合 計</b>	<b>40,705</b>
		<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>167,912</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	207,468
売 上 原 価	173,570
売 上 総 利 益	33,898
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	27,087
そ の 他 の 収 益	635
そ の 他 の 費 用	2,169
営 業 利 益	5,277
金 融 収 益	112
金 融 費 用	1,019
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	242
税 引 前 利 益	4,611
法 人 所 得 税 費 用	2,052
当 期 利 益	2,559
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	2,079
非 支 配 持 分	480
当 期 利 益	2,559

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結持分変動計算書

( 自 2019年4月1日 )  
( 至 2020年3月31日 )

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				在外営業活動体の 換算差額	新株予約権
2019年4月1日時点の残高	4,297	2,843	△272	189	141
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,297	2,843	△272	189	141
当期利益					
その他の包括利益				△472	
当期包括利益合計				△472	
連結範囲の変動					
支配継続子会社に対する持分変動		0			
新株予約権の失効		4			△4
利益剰余金への振替					
配当金					
所有者との取引額合計	-	4	-	-	△4
2020年3月31日時点の残高	4,297	2,847	△272	△283	137

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	合計		
	その他の包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融資産	合計					
2019年4月1日時点の残高	-	330	32,846	40,044	3,423	43,467	
会計方針の変更による累積的影響額		-	△1,971	△1,971	△18	△1,989	
会計方針の変更を反映した当期首残高	-	330	30,875	38,073	3,405	41,478	
当期利益		-	2,079	2,079	480	2,559	
その他の包括利益	△453	△925		△925	△13	△938	
当期包括利益合計	△453	△925	2,079	1,155	467	1,622	
連結範囲の変動		-	2	2		2	
支配継続子会社に対する持分変動		-		0	△0	△0	
新株予約権の失効		△4		-		-	
利益剰余金への振替	453	453	△453	-		-	
配当金		-	△2,347	△2,347	△49	△2,396	
所有者との取引額合計	453	449	△2,798	△2,346	△49	△2,394	
2020年3月31日時点の残高	-	△146	30,156	36,882	3,823	40,705	

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結注記表

### <連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項>

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、当連結会計年度より会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

また、IFRSへの移行日は2017年4月1日であります。当連結会計年度の連結計算書類がIFRSに準拠し作成する最初の連結計算書類となります。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 45社

主要な連結子会社の名称

(株)ホンダカーズ東海、長野日産自動車(株)、静岡日産自動車(株)、三河日産自動車(株)、(株)日産サテリオ埼玉、(株)日産サテリオ奈良、CCR MOTOR CO.LTD.、GRIFFIN MILL GARAGES LIMITED、WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITED、MASTER AUTOMOCION, S.L.、MASTERNOU, S.A.、(株)トラスト、J-netレンタリース(株)、(株)エムジーホーム

なお、光洋自動車(株)は、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、また(株)モトーレン三河は当連結会計年度において新規設立したため、連結の範囲に含めております。

#### 3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 5社

主要な関連会社の名称

(株)ヤマシナ、(株)LADVIK、(株)ホンダ四輪販売丸順、KeePer技研(株)

なお、KeePer技研(株)は、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、持分法の適用範囲に含めております。

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度等の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 5. 会計方針に関する事項

##### (1) 外貨換算

##### ① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。



## ② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

## (2) 金融商品

### ① 金融資産

#### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権については発生時に当初認識しております。それ以外の金融資産については、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、当初認識時に以下のとおり分類しております。

#### (a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

#### (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTOCIの金融資産）

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式等の資本性金融商品について、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

#### (c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTPLの金融資産）

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する場合、又は(a)(b)以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初認識しております。

## (ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

## (a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

## (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものから生じる配当金については、配当を受領する権利が確立された時点で金融収益の一部として、純損益に認識しております。また、当該金融資産の公正価値の変動及び認識の中止に係る利得又は損失はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、直ちに利益剰余金に振替えております。

## (c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

## (iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

## (iv) 減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額で測定しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る金額は、純損益に認識しております。また、連結決算日現在で認識が要求される貸倒引当金の金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入）の金額を、減損利得又は減損損失として純損益に認識しております。

## ② 金融負債

### (i) 当初認識及び測定

金融負債のうち、当社グループが発行した負債証券は、その発行日に当初認識しております。その他のすべての金融負債は、当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

金融負債は当初認識時に、(a)償却原価で測定する金融負債、(b)純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。

当初認識時に償却原価で測定する金融負債は、公正価値に当該金融負債に直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。純損益を通じて測定する金融負債は、公正価値で測定しております。

### (ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

#### (a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

#### (b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。当社グループはデリバティブを売買目的で保有しておりません。

デリバティブ取引は公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に純損益で認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、その変動は基本的に当期の純損益で認識しております。但しヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動により相殺される程度を客観的に判定し、ヘッジの有効性があると認められる場合にはヘッジ会計を適用することもあります。

当初にデリバティブをヘッジ指定する場合において、ヘッジ取引に係るヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスクの管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、及びヘッジ関係の有効性の評価方法、有効性及び非有効性の測定方法はすべて文書化しております。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものでないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

ヘッジの開始時及び継続期間中に、ヘッジ取引に利用しているデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺する上で有効性があるか否かを評価しております。ヘッジの有効性がないか、又はなくなったと判断した時点で、将来を見越してヘッジ会計を停止します。

(3) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

#### (4) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から見積販売費用等を控除した額であります。取得原価は、主として個別法に基づいて算定されており、購入原価、現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

#### (5) 有形固定資産

有形固定資産の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2年～50年
- ・機械装置及び運搬具 2年～20年
- ・工具器具及び備品 2年～20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行います。

#### (6) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。投資不動産の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。見積耐用年数及び減価償却方法は、(5)有形固定資産に準じて行っております。

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行います。

#### (7) 無形資産

##### ① のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施してまいります。

のれんの減損損失は連結損益計算書において純損益に認識しており、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示してまいります。

## ② その他の無形資産

その他の無形資産の測定については、原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。耐用年数を確定できない無形資産を除いて、償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で計上されています。主要な資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ソフトウェア 3年～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行います。

## (8) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定額に前払リース料等を調整し、当初の測定を行っております。

当初認識後は、使用权資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を借手の追加借入利率で割引いた現在価値で測定しております。開始後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を減額しております。リースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用权資産を修正しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な方法のいずれかにより費用として認識しております。



#### (9) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引後割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻し入れいたしません。その他の資産について、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが増加した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れます。

#### (10) 従業員給付

当社及び一部の子会社の従業員を対象に、主に確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した事業体に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が拠出額に対する勤務を提供した時点で費用として認識しております。

### (11) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

### (12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

### (13) 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益並びにIFRS第16号「リース」に基づく収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業の履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

#### ① 物品の販売

物品の販売からの収益は、顧客に物品を引き渡した時点で当該物品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。収益は、値引き等の価格調整を考慮した後の顧客との契約において約束された対価で測定しております。

#### ② サービスの提供

サービスの提供による収益は、サービスが提供された報告期間の期末日現在のその取引の進捗度に応じて認識しております。

#### ③ 利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。



- ④ 配当金  
配当収益は、配当を受け取る権利が確定した時点で認識しております。
  
  - ⑤ リースに係る収益  
契約により、実質的にすべてのリスク及び経済的便益が借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しております。ファイナンス・リース以外のリースはオペレーティング・リースに分類しております。  
ファイナンス・リースに係る収益は、物品の販売と同様の会計方針に従って認識しております。金融収益については、リース期間の起算日以降実効金利法に基づき認識しております。計算利子率は、最低受取リース料総額と無保証残存価値を合計した現在価値を、リース債権の公正価値と貸手の初期直接原価の合計額と等しくする割引率を使用しております。  
オペレーティング・リースに係る収益は、リース期間にわたり定額法で認識しております。
- (14) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税については、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
  - ② 連結納税制度の適用  
当社及び一部の連結子会社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

## 6. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」（2016年1月公表、以下「IFRS第16号」）を適用しております。

当社グループでは、経過措置に従ってIFRS第16号を遡及適用し、適用開始の累積的影響を当連結会計年度の利益剰余金期首残高の修正として認識しております。適用開始日において、使用権資産13,697百万円、投資不動産111百万円、繰延税金資産364百万円、リース負債16,160百万円を追加的に認識し、利益剰余金1,971百万円及び非支配持分18百万円の減少を認識しております。

(IAS第17号「リース」（以下「IAS第17号」）に基づきファイナンス・リースに分類していたリース)

適用開始日現在の使用権資産及びリース負債の帳簿価額は、IAS第17号を適用して測定した同日直前におけるリース資産及びリース負債の帳簿価額としております。

(IAS第17号に基づきオペレーティング・リースに分類していたリース)

適用開始日現在のリース負債の帳簿価額は、追加借入利率を用いて残存リース料を現在価値で測定してリース負債を認識しております。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用した借手の追加借入利率の加重平均は、1.8%であります。

また、適用開始日の使用権資産は、以下のいずれかの方法で測定しております。

- ・リース開始時点からIFRS第16号を適用していたと仮定し算定した帳簿価額
- ・リース負債の測定額に、前払リース料と未払リース料を調整した金額

当社グループは、同基準を適用するにあたり、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・契約にリースが含まれているか否かについて、IAS第17号及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継ぎ
- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用
- ・減損レビューを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠
- ・契約開始日から12ヶ月以内にリースが終了する短期リース及び少額リースについて、使用権資産の測定から除外
- ・適用開始日から12ヶ月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外
- ・延長又は解約オプションが含まれている契約について、リース期間を算定する際などに、事後的判断を使用

<連結財政状態計算書に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	48,686百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
有形固定資産	7,936百万円
棚卸資産	11,287百万円
投資不動産	1,037百万円
その他	161百万円
計	20,421百万円
(2) 担保に係る債務	
営業債務及びその他の債務	8,227百万円
社債及び借入金（流動）	5,175百万円
社債及び借入金（非流動）	2,570百万円
計	15,971百万円

## &lt;連結損益計算書に関する注記&gt;

## 1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。  
(自動車販売関連事業)

用途	場所	種類
事業用資産	奈良県奈良市	建物及び構築物、使用権資産、のれん、その他
	奈良県大和郡山市	
	奈良県橿原市	
	埼玉県戸田市	
	埼玉県朝霞市	
	長野県長野市	
	長野県上田市	
	名古屋市中区	

(その他-全社管理部門)

用途	場所	種類
貸貸用資産	名古屋市西区	その他

当社グループは、減損損失の算定にあたって概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っております。

当社グループは、取り扱い商品及びサービス別にセグメントを構成しており、事業用資産は事業所単位、貸貸用資産及び遊休資産は物件単位にグルーピングを行っております。

自動車販売関連事業の事業用資産については、当初想定していた収益を見込めなくなった資産グループ及び建替えが予定されている除却予定の資産グループ、また全社管理部門の貸貸用資産については、当初想定していた収益を見込めなくなった資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額によっております。

のれんについては、連結子会社であるWESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITEDが株式取得時に想定していた収益を見込めなくなったため、未償却残高の全額を減損損失として計上しております。

減損損失の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	金額
建物及び構築物	434
使用権資産	834
のれん	463
その他	19
合計	1,751

## <収益認識に関する注記>

### 1. 自動車販売関連事業

新車部門では自動車メーカーより新車を仕入れ、それを販売しております。取引価格は顧客との契約に係る価格で算定しております。返品及び返金の義務については、当社グループを仲介して自動車メーカー及び部品メーカーに対し請求することはありますが、当社グループが負担するべきものは概ねありません。

中古車部門では新車代替時の下取車両、オークションによる仕入車両、レンタカーの代替車両等を販売しております。取引価格は顧客との契約に係る価格で算定しております。査定の見落としにより返品及び返金の義務が生じる可能性はありますが、僅少であるため見積っております。

新車部門及び中古車部門の履行義務については車両を引き渡した時点、中古車部門のオークション販売及びインターネット販売においては落札日に充足されると判断しております。対価については、履行義務の充足日から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

サービス部門では、車両の整備、点検、車検等のサービスを提供しております。取引価格は、料金表に基づいております。一部の外注で発生するサービスについては外注先からの見積に応じて事前に見積書を作成し、顧客の了承を得た上で販売価格を決定しております。部品の返品及び返金の義務について、当社グループを仲介して自動車メーカー及び部品メーカーに対し請求することはありますが、請求できず当社グループが負担する場合があります。しかし僅少であるため見積りをしておりません。履行義務については、作業完了日に充足されると判断しております。対価については、履行義務の充足日から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

サービス部門の商品のうち、長期間に亘る車検及び点検のメンテナンスパック商品の対価については、契約時に支払いを受けております。取引価格は料金表に基づいており、貨幣の時間価値の影響を反映しております。返金については、登録手数料を差し引いた金額にて応じております。登録手数料は契約時に収益を認識し、登録手数料以外はサービスの履行に応じて収益を認識しております。

レンタカー部門は、リース取引及び自動車ディーラーより車両を仕入れ、貸し出しております。レンタカーの取引価格は料金表に基づいております。リース車両の取引価格は顧客との契約に係る価格で算定しております。返品及び返金が生じる可能性はありません。履行義務については、レンタカー及びリース車両の貸出期間にわたり充足されると判断しております。対価については、履行義務の充足日から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

### 2. 住宅販売関連事業

分譲マンションの企画・販売、一戸建て住宅の販売、建築請負等を行っております。取引価格は顧客との契約に係る価格で算定しております。履行義務は、建設により消費した原価及び費用が全体に占める割合に基づいて収益を計上するインプット法により収益を認識しております。対価については、履行義務の充足日から概ね2ヶ月以内に支払いを受けております。

### <連結持分変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 119,381,034株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,026,580	—	—	2,026,580

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	普通株式	1,174	10.00	2019年 3月31日	2019年 6月10日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	1,174	10.00	2019年 9月30日	2019年 12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,174	10.00	2020年 3月31日	2020年 6月15日

## <金融商品に関する注記>

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ネット有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）、親会社所有者帰属持分比率及び親会社所有者帰属持分当期利益率であります。

#### (2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (3) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

連結計算書類に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。

営業債権及び貸付金については、与信並びに債権管理規程に基づき、継続的に取引を行う取引先については、取引先ごとに信用状況をデータベース化し、定期的にこれを更新することで信用状況を常時モニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握を図っております。また、新規取引を行う際には、取引開始に先立って信用状況に関する調査を実施し、その結果を取引開始の可否、取引条件設定の判断材料としております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクは極めて低いと認識しております。

また、当社グループにおいては、発行者又は債務者の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払いについて、延滞などが生じた場合に債務不履行が生じていると判断します。

債務不履行に該当した場合には信用減損の客観的な証拠が存在すると判断し、信用減損金融資産に分類します。

上記にかかわらず、法的に債権が消滅する場合等、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合には、当該金融資産の帳簿価額を直接償却します。

#### (4) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

また、当社グループは、各社において月次ベースで資金繰り計画表を作成し、適時に更新するなどの方法により管理しております。

(5) 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから、機能通貨以外で実施する取引から発生する為替変動リスクに晒されております。当社グループは一部借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ（金利通貨スワップ）を利用しております。

(6) 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。

当社グループは、金利変動リスクを軽減するために、定められた方針に従ってデリバティブ（金利スワップ契約等）を利用することがあります。

(7) 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。資本性金融商品については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。



## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2020年3月31日における帳簿価額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度におけるリース負債については、IFRS 7号において公正価値の開示を要求されていないことから下表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値	差額
資産			
現金及び現金同等物	9,490	9,490	－
営業債権及びその他の債権	16,853	16,857	4
その他の金融資産	6,721	6,690	△31
合計	33,064	33,036	△27
負債			
営業債務及びその他の債務	40,279	40,283	4
社債及び借入金	46,080	46,081	1
その他の金融負債	634	606	△28
合計	86,993	86,970	△23

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

資産：

(営業債権及びその他の債権)

リース債権及びリース投資資産については、受取リース料総額を信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。それ以外の債権については、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(その他の金融資産)

有価証券及び投資有価証券の公正価値は、上場株式の公正価値については期末日の取引所の価格によって算定しております。非上場株式等の公正価値については、類似会社の市場価格に基づく評価技法及び純資産価値に基づく評価技法により算定しております。

長期貸付金の公正価値については、債権ごとに債権額を回収までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

## 負債：

## (営業債務及びその他の債務)

短期で決済されるものは、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、決済期間が1年を超えるものは新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (社債及び借入金)

社債及び長期借入金の公正価値については、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、公正価値は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の社債の発行又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (その他の金融負債)

その他の金融負債については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適正な指標に基づく利率で割り引いた現在価値等により算定しております。

### <投資不動産に関する注記>

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸用店舗等を有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
6,730	6,889

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいており、その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

### <1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 314円28銭

2. 基本的1株当たり当期利益 17円72銭

3. 希薄化後1株当たり当期利益 17円72銭

### <重要な後発事象に関する注記>

該当事項はありません。

### <その他の注記>

連結注記表は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,792</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>22,826</b>
現金及び預金	1,420	短期借入金	18,075
前渡金	8	一年以内返済予定の長期借入金	4,270
前払費用	25	リース債務	4
短期貸付金	7,801	未払金	108
未収入金	525	未払法人税等	248
その他	11	未払費用	77
<b>固 定 資 産</b>	<b>37,507</b>	前受り金	19
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,363</b>	預り金	12
建物	764	賞与引当金	9
土地	565	その他	0
リース資産	14	<b>固 定 負 債</b>	<b>11,965</b>
その他	18	長期借入金	11,028
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>36</b>	リース債務	11
ソフトウェア	35	役員退職慰労引当金	771
その他	0	資産除去債務	66
<b>投資その他の資産</b>	<b>36,108</b>	その他	88
投資有価証券	771	<b>負 債 合 計</b>	<b>34,791</b>
関係会社株式	34,138	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期貸付金	1,114	<b>株 主 資 本</b>	<b>12,076</b>
従業員長期貸付金	2	資 本 金	4,297
長期前払費用	197	資 本 剰 余 金	2,827
差入保証金	112	資本準備金	1,925
破産更生債権等	435	その他資本剰余金	901
繰延税金資産	43	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>5,224</b>
その他	112	利益準備金	254
貸倒引当金	△819	その他利益剰余金	4,969
<b>資 産 合 計</b>	<b>47,300</b>	繰越利益剰余金	4,969
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△272</b>
		評価・換算差額等	295
		その他有価証券評価差額金	295
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>137</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>12,508</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>47,300</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		3,614
売上原価		153
売上総利益		3,460
販売費及び一般管理費		1,029
営業利益		2,431
営業外収益		
受取利息配当金	151	
受取保証料	14	
受取補償金	3	
その他	9	178
営業外費用		
支払利息	62	
為替差損	179	
その他	0	242
経常利益		2,367
特別利益		
新株予約権戻入益	3	3
特別損失		
減損損失	15	
関係会社株式評価損	329	
投資有価証券評価損	10	
その他	1	358
税引前当期純利益		2,013
法人税、住民税及び事業税	184	
法人税等調整額	25	210
当期純利益		1,803

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,297	1,925	901	2,827	254	5,512	5,767
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当						△2,347	△2,347
当 期 純 利 益						1,803	1,803
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△543	△543
当 期 末 残 高	4,297	1,925	901	2,827	254	4,969	5,224

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△272	12,620	668	668	140	13,429
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当		△2,347				△2,347
当 期 純 利 益		1,803				1,803
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△373	△373	△3	△377
事業年度中の変動額合計	-	△543	△373	△373	△3	△921
当 期 末 残 高	△272	12,076	295	295	137	12,508

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### <重要な会計方針>

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法  |
| (2) その他有価証券       |  |
| 時価のあるもの           | 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの           | 移動平均法による原価法  |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 有形固定資産 | 定率法   |
| (リース資産を除く) | なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。<br>ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| (2) 無形固定資産 | 定額法   |
| (リース資産を除く) | なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。<br>ただし、自社利用目的ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。                                 |
| (3) リース資産  | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。   |
| (4) 長期前払費用 | 均等償却  |

#### 3. 引当金の計上基準

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 貸倒引当金     | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金     | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。                            |
| (3) 役員退職慰労引当金 | 取締役及び監査役に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。              |

#### 4. 重要なヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利通貨スワップ

ヘッジ対象 … 外貨建借入金及び利息

##### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避することを目的として金利通貨スワップ取引を行っております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

一体処理を採用している金利通貨スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

##### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### <貸借対照表に関する注記>

##### 1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 8,326百万円

長期金銭債権 1,110百万円

短期金銭債務 5,784百万円

長期金銭債務 11百万円

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 289百万円

##### 3. 担保に供している資産

投資有価証券 3百万円

以上は一年以内返済予定の長期借入金439百万円及び長期借入金1,886百万円の担保に供しております。

##### 4. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入及び債務保証等に対して債務保証を行っております。

7,013百万円



＜損益計算書に関する注記＞

1. 関係会社に対する売上高	3,424百万円
2. 関係会社に対するその他営業取引高	171百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	74百万円

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	2,026,580株
------	------------

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	3百万円
役員退職慰労引当金	235百万円
投資有価証券	46百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
貸倒引当金	250百万円
関連会社株式	498百万円
子会社株式	1,363百万円
繰越欠損金	186百万円
減損損失	16百万円
その他	35百万円
繰延税金資産小計	2,638百万円
評価性引当額	△2,459百万円
繰延税金資産合計	178百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	128百万円
その他	6百万円
繰延税金負債合計	135百万円
繰延税金資産の純額	43百万円

## &lt;関連当事者との取引に関する注記&gt;

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等(名)	事業上の関係				
子会社	(株)ホンダ カーズ東海	所有 直接 100.00%	6	資金の貸借	資金の貸付 1,420 資金の回収 1,120 利息の受取 0	1,420 1,120 0	短期貸付金 — (注) 2	300 — —
				債務保証	仕入債務の保証 借入債務の保証 債務保証料	1,237 157 0	— — (注) 3	— — —
				建物の賃貸	賃料の支払	14	前渡金 差入保証金 (注) 1	1 7 —
				業務委託	業務委託収入	286	未収入金 (注) 1	9 —
	長野日産 自動車(株)	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の借入 3,300 資金の返済 4,000 利息の支払 9	3,300 4,000 9	短期借入金 — (注) 2	3,700 — —
				業務委託	業務委託収入	554	未収入金 (注) 1	4 —
	静岡日産 自動車(株)	所有 直接 100.00%	2	業務委託	業務委託収入	302	未収入金 (注) 1	0 —
	三河日産 自動車(株)	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の借入 380 資金の返済 380 利息の支払 0	380 380 0	— — (注) 2	— — —
					資金の貸付 1,600 資金の回収 900 利息の受取 0	1,600 900 0	短期貸付金 — (注) 2	700 — —
				建物の賃貸	賃料の受取	19	前受金 (注) 1	1 —
				業務委託	業務委託収入	192	未払金 (注) 1	4 —
	(株)日産サテリオ 埼玉	所有 直接 100.00%	3	資金の貸借	資金の借入 250 資金の返済 250 利息の支払 0	250 250 0	— (注) 2 —	— — —
					資金の貸付 1,550 資金の回収 1,550 利息の受取 0	1,550 1,550 0	— — (注) 2	— — —
				業務委託	業務委託収入	96	未収入金 (注) 1	1 —
	エフエルシー(株)	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	資金の貸付 200 資金の回収 200 利息の受取 0	200 200 0	— — (注) 2	— — —
				業務委託	業務委託収入	26	未収入金 (注) 1	2 —

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等(名)	事業上の関係				
子会社	(株)日産サテリオ奈良	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の貸付	220	短期貸付金	120
					資金の回収	400	—	—
					利息の受取	0	(注) 2	—
	(株)モトーレン静岡	所有 直接 100.00%	4	資金の貸借	業務委託	18	未収入金	0
					増資	650	(注) 1	—
					増資の引受け	650	(注) 5	—
	エルシーアイ(株)	所有 直接 100.00%	3	資金の貸借	資金の貸付	350	長期貸付金	940
					資金の回収	1	(注) 2	—
					利息の受取	1	(注) 2	—
	ピーシーアイ(株)	所有 直接 100.00%	3	債務保証	仕入債務の保証	597	—	—
					借入債務の保証	2,935	—	—
					債務保証料	10	(注) 3	—
	J-net レンタリース(株)	所有 直接 45.25% 間接 54.20%	2	資金の貸借	業務委託	32	未払金	0
					資金の貸借	2,690	(注) 1	—
					資金の回収	1,319	(注) 2	—
	CCR MOTOR CO.LTD.	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	業務委託収入	31	未収入金	2
					業務委託収入	31	(注) 1	—
					利息の受取	5	(注) 2	—
	J-net レンタリース(株)	所有 直接 45.25% 間接 54.20%	2	資金の貸借	資金の貸付	470	—	—
					資金の回収	847	—	—
利息の受取					0	(注) 2	—	
CCR MOTOR CO.LTD.	所有 直接 100.00%	1	債務保証	仕入債務の保証	0	—	—	
				借入債務の保証	226	—	—	
				債務保証料	0	(注) 3	—	
CCR MOTOR CO.LTD.	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	業務委託収入	36	未払金	7	
				業務委託収入	36	(注) 1	—	
				利息の受取	5	(注) 2	—	
CCR MOTOR CO.LTD.	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	資金の借入	190	短期借入金	190	
				資金の返済	400	—	—	
				利息の支払	0	(注) 2	—	
CCR MOTOR CO.LTD.	所有 直接 100.00%	1	債務保証	資金の貸付	899	—	—	
				資金の回収	899	—	—	
				利息の受取	0	(注) 2	—	
CCR MOTOR CO.LTD.	所有 直接 100.00%	1	債務保証	不動産賃貸借契約等に対する債務保証	23	(注) 4	—	
				業務委託	56	未収入金	0	
				業務委託収入	56	(注) 1	—	
CCR MOTOR CO.LTD.	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	車両のリース	2	リース資産	14	
				車両のリース	1	リース債務(流動)	4	
				支払利息相当額	1	リース債務(固定)	11	
CCR MOTOR CO.LTD.	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	リース資産	—	(注) 1	—	
				リース債務(流動)	—	(注) 1	—	
				リース債務(固定)	—	(注) 1	—	
CCR MOTOR CO.LTD.	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	短期貸付金	2	(注) 2	186	
				短期貸付金	2	(注) 2	—	
				利息の受取	2	(注) 2	—	
CCR MOTOR CO.LTD.	所有 直接 100.00%	1	債務保証	仕入債務の保証	157	—	—	
				借入債務の保証	233	—	—	
				債務保証料	1	(注) 3	—	

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等(名)	事業上の関係				
子会社	エスシーアイ(株)	所有 直接 100.00%	3	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	1,425 511 3	短期貸付金 — (注) 2	1,463 — —
				債務保証	仕入債務の保証	426	—	—
	SCOTTS MOTORS ARTARMON (PTY) LTD	所有 直接 100.00%	1	資金の貸借	資金の貸付 利息の受取	1,684 20	短期貸付金 (注) 2	384 —
				増資	増資の引受け	1,582	(注) 7	—
	GRIFFIN MILL GARAGES LIMITED	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	利息の受取	1	短期貸付金 (注) 2	100 —
				債務保証	借入債務の保証 債務保証料	133 0	— (注) 3	— —
	WESSEX GARAGES HOLDINGS LIMITED	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の回収 利息の受取	22 4	短期貸付金 長期貸付金 (注) 2	20 160 —
				債務保証	借入債務の保証 債務保証料	667 0	— (注) 3	— —
	MASTER AUTOMOCION,S.L.	所有 直接 75.00%	2	資金の貸借	資金の回収 利息の受取	42 0	短期貸付金 長期貸付金 (注) 2	39 9 —
	(株)シー・イー・ エス	所有 直接 85.00%	2	資金の貸借	資金の借入 利息の支払	8 0	短期借入金 (注) 2	170 —
	(株)エムジーホーム	所有 直接 42.59%	3	資金の貸借	資金の借入 資金の返済 利息の支払	2,200 1,900 1	短期借入金 — (注) 2	1,300 — —
					資金の貸付 資金の回収 利息の受取	300 300 0	— — (注) 2	— — —
	(株)アーキッシュギ ャラリー	所有 間接 100.00%	3	資金の貸借	資金の借入 資金の返済 利息の支払	2,180 2,006 1	短期借入金 — (注) 2	295 — —
	(株)MIRAIZ	所有 直接 100.00%	3	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	642 809 0	短期貸付金 — (注) 2	188 — —
				業務委託	業務委託収入	29	未収入金 (注) 1	6 —
				固定資産取得	資本的支出	49	未払金 (注) 1	1 —
(株)モトーレン 三河	所有 直接 100.00%	4	資金の貸借	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	2,457 472 2	短期貸付金 — (注) 2	1,985 — —	
			債務保証	仕入債務の保証	187	—	—	
			増資	増資の引受け	200	(注) 6	—	

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等(名)	事業上の関係				
子会社	光洋自動車(株)	所有 直接 100.00%	2	資金の貸借	資金の借入 資金の返済 利息の支払	100 100 0	－ － (注) 2	－ － －
				債務保証	仕入債務の保証	29	－	－
				業務委託	業務委託収入	22	未払金 (注) 1	8 －
	(株)カーメイク岡崎	所有 間接 100.00%	－	資金の貸借	資金の借入 資金の返済 利息の支払	23 3 0	短期借入金 － (注) 2	20 － －

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件については、市場価格等を参考にして一般的取引条件と同様に決定しております。なお、取引金額には消費税等を含めておりません。
2. 子会社各社及び関連会社との間で発生する資金の貸借につきましては、市場金利を勘案しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 金融機関からの借入に対する連帯債務保証であり、保証額等に基づき保証料を算定しております。
4. 不動産賃貸借契約等に対して、債務保証を行ったものであります。なお、取引金額は未経過賃料残高を記載しております。
5. 当社が(株)日産サティオ奈良の行った株主割当増資を1株につき50千円で全額引き受けたものであります。
6. 当社が(株)モトーレン三河の行った株主割当増資を1株につき50千円で全額引き受けたものであります。
7. 当社がSCOTTS MOTORS ARTARMON (PTY) LTDの行った増資(デット・エクイティ・スワップ)を全額引き受けたものであります。

## &lt; 1株当たり情報に関する注記 &gt;

1. 1株当たり純資産額 105円42銭
2. 1株当たり当期純利益 15円37銭

## &lt; 重要な後発事象に関する注記 &gt;

該当事項はありません。

## &lt; その他の注記 &gt;

個別注記表は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

V Tホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚橋 泰夫 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 後藤 久貴 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 阿知波 智大 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、V Tホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

V Tホールディングス株式会社  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 棚橋 泰夫 ㊟  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 後藤 久貴 ㊟  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 阿知波 智大 ㊟  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、V Tホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

V T ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 加 藤 晴 規 ⑩

常勤監査役 河 合 重 幸 ⑩

監 査 役 柴 田 和 範 ⑩

監 査 役 鹿 倉 祐 一 ⑩

監 査 役 加 藤 方 久 ⑩

(注) 監査役加藤晴規、柴田和範、鹿倉祐一及び加藤方久は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	たか 橋 一 穂 (1953年1月18日)	1983年 3月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2003年 4月 (株)ホンダベルノ東海（現・(株)ホンダカーズ東海）代表 取締役社長 2006年 4月 エルシーアイ(株) 代表取締役社長（現任） 2015年 6月 (株)ホンダカーズ東海 代表取締役社長（現任） 2017年 5月 ピーシーアイ(株) 代表取締役社長（現任） 2017年 5月 (株)モトーレン静岡 代表取締役社長（現任） 2019年 8月 (株)モトーレン三河 代表取締役社長（現任）	3,577,800株
[取締役候補者とした理由] 当社の創業者として、長年にわたり当社の経営を指揮し、グループ規模の拡大、業績の向上など多くの成果を上げてまいりました。その経営全般にわたる豊富な知見と能力が、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	い 藤 誠 英 (1960年9月27日)	1996年10月 当社入社 1997年 4月 当社総務部長 1998年 6月 当社取締役総務部長 1999年 6月 当社常務取締役関連会社担当兼総務部長 2003年 4月 当社常務取締役経営戦略本部長 2005年 7月 E-エスコ(株)（現・(株)MIRAIZ）代表取締役社長（現任） 2007年 4月 (株)トラスト 代表取締役社長 2008年 6月 当社専務取締役経営戦略本部長 2011年 6月 (株)アーキッシュギャラリー 代表取締役社長（現任） 2013年 8月 エスシーアイ(株) 代表取締役社長（現任） 2014年 6月 当社専務取締役経営戦略本部長 兼 コンプライアンス推進部長 2014年10月 当社専務取締役経営戦略本部長（現任） 2015年 6月 ピーシーアイ(株) 代表取締役社長 2016年 6月 J-netレンタリース(株) 代表取締役会長（現任） 2019年 8月 光洋自動車(株) 代表取締役社長（現任）	1,418,350株
[取締役候補者とした理由] 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、事業の成長と業績の向上に向けた成長戦略の実現に尽力いただいております。その優れた経営能力から、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	やま うち いち ろう 山内一郎 (1959年6月27日)	1999年1月 当社入社 経理部長 2003年4月 当社管理部長 2003年6月 当社取締役管理部長 2006年6月 J-netレンタルリース(株) 代表取締役社長 2007年6月 当社取締役管理部長 2008年6月 当社常務取締役管理本部長 2014年10月 当社常務取締役管理部長(現任)	445,900株
[取締役候補者とした理由] 当社及びグループ会社で長年にわたり経営に携わり、グループ全体の経理・財務をはじめ管理部門の中核を担っております。その高い専門性と識見、幅広い経験は、事業の成長と業績の向上に向けた成長戦略を実現するうえで、当社の経営に欠かせないものと判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	ほり なお き 堀直樹 (1964年3月30日)	1996年7月 当社入社 2000年10月 当社住宅事業部長 2003年4月 当社新規事業部長 2004年8月 (株)ホンダベルノ東海(現・(株)ホンダカーズ東海) 代表取締役社長 2006年6月 当社取締役管理部長 2006年8月 (株)ホンダカーズ東海 代表取締役副社長 2006年10月 当社取締役コンプライアンス推進部長 2007年6月 (株)ヤマシナ 代表取締役社長(現任) 2014年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)ヤマシナ 代表取締役社長	199,000株
[取締役候補者とした理由] 当社において管理部門、新規事業部門を歴任し、またグループ会社の経営者としても豊富な経験と実績を有しております。現在は、持分法適用関連会社である上場会社の経営者として経営改革に尽力し、グループ業績の向上に貢献しております。以上のことから、引き続き取締役候補者としております。			
5	あさ くま やす のり 朝熊康則 (1948年7月8日)	1972年4月 名工建設(株)入社 2004年6月 同社執行役員経営管理本部総務部長 2006年6月 同社取締役執行役員経営管理本部総務部長 2009年6月 同社取締役執行役員東京支店長 2010年6月 同社取締役常務執行役員東京支店長 2014年6月 当社社外取締役(現任)	9,200株
[社外取締役候補者とした理由] 長年上場企業の管理部門、営業統括部門を歴任し、幅広い経験と知識を有しております。現在は、取締役会、投資委員会等において、社外取締役として業務執行から独立した立場から、妥当性・適法性を確保するための助言・提言をいただいております。以上のことから、引き続き社外取締役候補者としております。			



候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
6	やま だ ひさ たけ 山 田 尚 武 (1964年8月1日)	1992年4月 名古屋弁護士会(現・愛知県弁護士会) 弁護士登録 1992年4月 小山齊法律事務所 入所 1996年4月 しょうぶ法律事務所 開設 同所代表 就任 2013年10月 弁護士法人しょうぶ法律事務所 設立 同所代表 就任(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表	一株

## [社外取締役候補者とした理由]

社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しており、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制の強化に貢献いただいております。また、取締役会、投資委員会等において、ステークホルダーの利益に資する適切な助言・監督を行っていただいております、引き続き社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 当社(1983年3月22日設立、実質上の存続会社)は、株式額面を変更するため、1997年4月に(株)ホンダオートセールス(1978年4月11日設立、形式上(登記上)の存続会社)と合併いたしました。上記は、実質上の存続会社を当社として記載しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 朝熊康則氏、山田尚武氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者朝熊康則氏、山田尚武氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって朝熊康則氏が6年、山田尚武氏が5年であります。
5. 社外取締役候補者朝熊康則氏は、当社の特定関係事業者(子会社)である(株)ホンダカーズ東海、(株)日産サテリオ埼玉、(株)モトーレン静岡、(株)モトーレン三河の監査役であります。
6. 社外取締役候補者山田尚武氏が代表を務める弁護士法人しょうぶ法律事務所と当社の間には、委任契約がありますが、同氏は当社の委任案件には一切関与しておらず、かつ当社から同所への支払額は、当社が定める社外役員の独立性判断基準(69ページの〈ご参考〉を参照ください。)における取引基準額を下回っております。
7. 当社は、朝熊康則氏、山田尚武氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、1百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、朝熊康則氏、山田尚武氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出ております。  
なお、朝熊康則氏、山田尚武氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9. 「所有する当社株式の数」については、2020年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役5名のうち、加藤晴規、河合重幸、柴田和範、鹿倉祐一の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	あん どう ひろ かず 安 藤 仁 一 (1962年12月4日)	2006年12月 当社入社 コンプライアンス推進部 法務室長 2007年12月 当社 管理本部 コンプライアンス推進部 法務室長 2014年10月 当社 コンプライアンス推進室長 2020年1月 当社 コンプライアンス推進室長 兼 管理部 M&A グループ長 (現任)	2,100株
[監査役候補者とした理由] 長年にわたり、当社及び当社グループのコンプライアンスの推進役としての役割を担っており、幅広い経験と知識を有しております。引き続き、当社及びグループ会社のコンプライアンスの強化に貢献いただけるものと判断し、監査役候補者としております。			
2	しば た かず のり 柴 田 和 範 (1956年6月22日)	1983年3月 公認会計士登録 1986年4月 公認会計士柴田和範会計事務所開設 1992年6月 (株)柴田会計設立 代表取締役社長 (現任) 2002年6月 当社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)柴田会計 代表取締役社長 仰星監査法人 パートナー	一株
[社外監査役候補者とした理由] 社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり公認会計士として活躍しており、財務及び会計や税務に関して豊富な知識と経験を有しております。その知識と経験に基づく専門的知見から、当社の業務執行者から独立した立場で、当社のコーポレートガバナンスの維持・強化に資する適切な助言・提言をいただいております。引き続き社外監査役候補者としております。			
3	か くら ゆう いち 鹿 倉 祐 一 (1967年5月28日)	1998年4月 名古屋弁護士会 (現・愛知県弁護士会) 弁護士登録 2002年10月 鹿倉法律事務所開設 同所代表 (現任) 2007年6月 当社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 鹿倉法律事務所 代表	一株
[社外監査役候補者とした理由] 社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知見や経験から、当社のコンプライアンスやコーポレートガバナンスの維持・向上に貢献いただいております。その高い専門性から、当社の経営判断において適法性を確保するために必要な存在であると判断し、引き続き社外監査役候補者としております。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 柴田和範、鹿倉祐一の2氏は、社外監査役候補者であります。

3. 当社は、柴田和範、鹿倉祐一の2氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、1百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。  
また、安藤仁一氏が、監査役に選任された場合は、安藤仁一氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 柴田和範氏及び鹿倉祐一氏は、現に当社の監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終了の時をもって柴田和範氏が18年、鹿倉祐一氏が13年となります。
5. 安藤仁一氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である静岡日産自動車(株)の監査役であり、柴田和範氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である(株)ホンダカーズ東海の監査役であり、鹿倉祐一氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である(株)アーキッシュギャラリーの監査役であります。  
また、鹿倉祐一氏は、当社の特定関係事業者（子会社）であるエムジーホーム(株)の監査役の三親等以内の親族であります。
6. 当社は、柴田和範、鹿倉祐一の2氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、(株)東京証券取引所及び(株)名古屋証券取引所に届け出ております。なお、柴田和範、鹿倉祐一の2氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 「所有する当社株式の数」については、2020年3月31日現在の所有株式数を記載しております。



### 第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役加藤晴規氏及び河合重幸氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
加藤晴規	2014年6月 当社常勤監査役（現任）
河合重幸	2012年6月 当社常勤監査役（現任）

〈ご参考〉

#### 社外役員の独立性判断基準

当取締役会は、社外役員が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、当社及び子会社の業務執行者又は出身者でないこと。また本人の近親者等が、過去5年間において当社及び子会社の業務執行者でないこと。  
ただし、「近親者等」とは、本人の配偶者又は2親等以内の親族若しくは同居の親族（同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「配偶者（内縁含む）」、及び「3親等内の姻族」）をいう。
2. 本人が、現在又は過去5年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
  - (1) 事業年度末において、当社の議決権を10%以上保持する大株主の業務執行者。
  - (2) 当社の取引先であって、その年間取引金額が当社の連結総売上高の2%を超え、かつ年間1千万円を超えるものの業務執行者、又はその年間取引金額が相手方の連結総売上高の2%を超え、かつ年間1千万円を超えるものの業務執行者。
  - (3) 当社及び子会社の主要な借入先（当社及びグループ会社が借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者。
  - (4) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者。
  - (5) 当社から役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭等を得ている者。当該専門家が法人、組合等の団体の場合は、当該団体の年間総収入額の2%を超え、かつ1千万円を超える金銭等を得ている者。
  - (6) 当社の役員相互就任先の業務執行者。
  - (7) 当社から年間1千万円を超える寄付又は助成を受けている団体の業務執行者。
3. 本人の近親者等が、現在、2（1）乃至（7）に該当しないこと。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

# 株主総会会場ご案内図



会 場：名古屋市中区錦3丁目-23-3 名古屋国際ホテル 2階 老松の間

交 通：地下鉄 「栄」駅 西改札口より西へ  
8番出口より 徒歩約2分

会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

